（建築物の建築に関する届出に係る特例）

**第十三条の二**　（略）

２　（略）

３　法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 配置図 | （略） |
| | 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別 |
| （略） | （略） |

４～６　（略）

（評価の申請）

**第十九条**　法第二十四条第一項の評価（次節を除き、以下単に「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

一・二　（略）

## 第四節　小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

（小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価）

**第二十一条の二**　法第二十七条第一項の規定により小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行おうとする建築士は、当該小規模建築物の工事が着手される前に、当該評価を行わなければならない。

（書面の記載事項）

**第二十一条の三**　法第二十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条第一項の規定による説明の年月日

二　前号の説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三　法第二十七条第一項の規定による評価及び説明の対象となる小規模建築物の所在地

四　前号の小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するか否かの別

五　第三号の小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあっては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置

六　第三号の小規模建築物の建築に係る設計を行う建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

七　前号の建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

（建築物の建築に関する届出に係る特例）

**第十三条の二**　（略）

２　（略）

３　法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 配置図 | （略） |
| | 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 |
| （略） | （略） |

４～６　（略）

（評価の申請）

**第十九条**　法第二十四条第一項の評価（以下単に「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（新設）